

入 札 説 明 書

この入札説明書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）会計規程、研究所会計細則、同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、研究所が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項 (別 紙) 一般競争入札参加者説明書のとおり

2 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 研究所会計細則第31条第1項及び第32条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

①未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

②以下の各号のいずれかに該当すると認められるとき、その事実があった後二年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき

(カ) この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(2) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和7年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

(3) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 契約担当役若しくは他の機関から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別添2仕様書に定めた二酸化炭素排出係数等の条件を満たす者であること。

4 落札の方式

- (1) 契約担当役等は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 契約担当役等は、交換契約その他その性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札及び開札

- (1) 入札説明等は、総務部財務課契約係で随時行うものとする。
- (2) 競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、別添1契約書（案）、別添2仕様書及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟覧の上、入札しなければならない。
- (3) 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (4) 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (5) 代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者は代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 開札は、競争参加者等を立ち合わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (7) 入札場の入退場の制限
 - ①入札場には、競争参加者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記（6）の立会職員以外の者は入場することはできない。
 - ②競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ③競争参加者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (8) 競争参加者等が、相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。
- (9) 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - ①入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書
 - ②調達件名及び入札金額のないもの
 - ③競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
 - ④代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人

であることが代理委任状その他で確認されたものを除く)

⑤調達件名に重大な誤りがあるもの

⑥入札金額の記載が不明確のもの

⑦入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの

⑧入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑨その他入札に関する条件に違反した入札書

(10) 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

(11) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を決定する。また、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

6 契約条項

別添1 契約書(案)のとおり。

なお、本契約の相手方が中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)第2条第1項の中小企業である場合には、その者からの申し出により契約書には以下の債権譲渡の特約条項を追加することができる。

(売掛金債権の譲渡)

供給者は、本契約に基づく売掛金債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関(中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)第3条第1項に規定する金融機関に限る。)及び信用保証協会に対し譲渡することができる。

7 その他

(1) 競争参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札書及び委任状の様式は別添3及び別添7のとおり。

(3) 本件調達に関する問合せ先

(機 関 名) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係

(担 当) 杉山

(電 話 番 号) 046(839)6823

(F A X) 046(839)6916

(E - m a i l) a-keiyaku@nise.go.jp

一般競争入札参加者説明書

件 名		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気
履行場所		横須賀市野比5丁目1番1号
委託概要		電気の供給業務 (詳細は仕様書のとおり。)
履行期間		令和8年4月1日から令和9年3月31日 まで
入 札 参 加 資 格 要 件	資格の種類	物品の販売
	等 級	「A」「B」「C」または「D」
	競争参加地域	関東・甲信越
	その他の条件 (実績・資格等)	①電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。 ②別添2仕様書に定めた二酸化炭素排出係数等の条件を満たす者であること。
競争参加確認申請期間		令和7年10月31日(金) 午前9時から ※郵送、メールまたはFAXによる提出可。 令和7年12月2日(火) 午後5時まで 提出先:独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟1階 総務部財務課契約係 E-mail:a-keiyaku@nise.go.jp FAX番号:046-839-6916
競争参加確認申請時に提出が必要な書類		①令和7年度文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し ②公的研究費の不正防止に係る誓約書(ただし、提出を求める対象範囲外の者及び既に当研究所と取引実績のある者を除く。) ③入札説明書等受領書 ④電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であることを証明する書類の写し ⑤別添6に掲げる適合証明書(条件を満たすことを証明する書類を添付すること) ⑥再委託に関する書類(再委託の場合のみ) ⑦参考見積書(市場調査のため)
参加資格がないと認めた場合の通知期限		令和7年12月8日(月) 午後5時まで
質問提出期限		令和7年12月2日(火) 午後5時まで ※書面による持参、メール、郵送またはFAXにて提出すること。
質問回答期限		令和7年12月4日(木) 午後5時まで
開札予定日及び場所		令和7年12月17日(水) 午後2時 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟2階 第二会議室 ※1回目の入札で落札者が決定しなかった場合には、複数回入札を行う場合があるため、複数回分の入札書を用意すること。
入札書提出期限		令和7年12月2日(火) 午後5時(郵送の場合は必着のこと。) FAX、メール等その他の方法は認めない。 ※郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便にて上記期限までに提出すること。 入札書は二重封筒とし、別添4入札書記入参考例のとおりに作成すること。 郵送の場合も、複数回分の入札書を用意し、中封筒の封皮に1回目、2回目の入札順を必ず明記すること。
落札者の決定		予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
契約担当役等		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 中村 信一 〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号
その他		①入札書に記載する金額は、別添2仕様書3.(2) 予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総価を入札金額とする。ただし、力率は100%とし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。 ②入札金額の算定基礎として、別添5入札内訳書を作成し、入札書と同封すること。

電気需給契約書（案）

件 名：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気
 契約電力 260 kW 予定使用電力量 471,800 kWh

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 契約担当役 理事長 中村 信一（以下「発注者」という。）と（以下「供給者」という。）との間において、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気の需給に関し次の条項により電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 供給者は、仕様書に基づき、発注者の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は供給者にその対価を支払うものとする。

（契約価格）

第2条 契約価格は次のとおりとする。

基本料金単価	円/kW・月
電力量料金単価 夏季(7～9月)	円/kWh
その他季	円/kWh

（いずれの額も消費税および地方消費税を含む。）

2 供給者の発電費用等の変動により契約価格の改定を必要とするときは、発注者供給者協議の上、価格を改定できる。

3 契約価格のうち消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき契約価格に110分の10を乗じて得た額である。

なお、この契約締結後、消費税法及び地方税法の改正等により税率に改正があった場合、改正後の税率の適用日以降における消費税額および地方消費税額は、改正後の税率により計算した額とする。

（供給場所及び契約期間）

第3条 供給者が電気を需要に応じて供給する場所及び契約期間は次のとおりとする。

需要場所	神奈川県横須賀市野比5-1-1
契約期間	令和8年4月1日0時00分から 令和9年3月31日24時00分まで

（契約保証金）

第4条 発注者は、本契約に係わる供給者が納付すべき契約保証金は全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 供給者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

（使用電力量の増減）

第6条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（接続供給契約等により生ずる債務の負担）

第7条 供給者が東京電力と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務（発注者に起因し生ずる金銭債務を除く）は、供給者が負担するものとする。

（契約電力）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

2 最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を発注者供給者協議の上、速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、前項の定めによることとする。

(使用電力量の計量及び検査)

第9条 毎月の電力量の計量日は、原則として毎月1日とし、供給者は計量日に計量器によって記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第10条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の計算等)

- 第11条 供給者は、第9条に定めた検査終了後、仕様書に定める契約電力と第2条に定める基本料金単価を乗じて得た額に力率による割増、割引額を加算した金額（以下「基本料金」という。）及び当該月の使用電力量に第2条に定める電力量料金単価を乗じて得た金額に次項の燃料費調整額を加算又は減算した金額（以下「電力量料金」という。）と次項の再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算して料金を算出する。なお、料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 燃料調整費額は、関東管内のみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）によって算定された額を超えない範囲とする。算定については新標準メニューの市場連動ゼロプラン（2025年4月1日以降にご契約いただいたお客さまに適用）の算出式を用いることとする。
- 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、関東管内のみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとする。
- 4 本契約が対象となる補助事業及び措置等があった場合には電気料金にそれを適用する。

(料金の請求及び支払い等)

- 第12条 供給者は前項による支払請求書を毎月作成の上、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課契約係に送付するものとする。
- 2 発注者は供給者から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 3 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間内に請求に係る代金を支払わなかったときは、遅延利息として、約定期間を経過した日の翌日から起算して支払いをするまでの日数に応じ、当該未払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、供給者に支払うものとする。

(契約の解除)

- 第13条 発注者は、供給者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 供給者が正当な事由により解約を申し出たとき。
- 二 供給者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。
- 三 供給者が正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- 四 供給者が次のいずれかに該当するとき
- ア 役員等(供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 供給者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わな

かったとき。

五 本契約の履行に関し、供給者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

六 前各号に定めるもののほか、供給者が本契約条項に違反したとき。

七 発注者がやむを得ない事情によりの都合により解約を申し立て、供給者認めた場合。

八 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

- 2 前項の七から八により契約を解除する場合には、発注者は供給者に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする10日前までに通知し、解除できるものとするが、一から六については、書面をもって通告することによって解除するものとする。
- 3 第1項一から六の規定により契約を解除した場合においては、契約期間全体の支払総金額相当の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 4 供給者が、違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、供給者は、発注者に遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を支払うものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第14条 供給者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間全体の支払総金額相当の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は供給者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者又は供給者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、供給者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、供給者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りではない。
- 二 公正取引委員会が、供給者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 供給者（供給者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 供給者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 発注者は、違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(機密の保持)

第16条 発注者及び供給者は、業務上知り得た秘密を、他に洩らしてはならない。本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、発注者及び供給者が業務運営上特に必要な場合は、この限りでない。

(契約の細目)

第17条 この契約について必要な細目は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、発注者供給者双方協議の上決定するものとする。

(訴えの管轄)

第19条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地の管轄地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通作成し、発注者および供給者は記名押印の上、
双方で各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

発注者 神奈川県横須賀市野比 5 - 1 - 1
契約担当役
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理 事 長 中 村 信 一

供給者

仕 様 書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
で使用する電気

令和 7 年 1 0 月

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

1. 件名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

2. 概要

(1) 需要場所

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）

神奈川県横須賀市野比 5 - 1 - 1

(2) 業種及び用途

研究所

3. 仕様

研究所に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が40%を満たすこと。また、その環境価値について、研究所に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

(1) 供給電機方式等

① 供給電力方式 : 交流三相3線方式

② 供給電圧（標準電圧） : 6, 000V

③ 計量電圧（標準電圧） : 6, 000V

④ 標準周波数 : 50Hz

⑤ 受電方式 : 1回線受電方式

⑥ 蓄熱式不可設備の有無 : 無

(2) 予定契約電力、予定使用電力量

① 予定契約電力 : 260kW

（契約電力とは、契約上使用できる最大電力をいう。ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）

② 予定使用電力量 : 471,800kWh

（月別予定使用電力量は別紙1のとおり）

(3) 供給期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(4) 電力量等の計量

① 自動検針装置 : 有

② 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針

③ 計量器 : スマートメーター

(5) 需給地点

研究所の施設した第1号柱上の供給者の架空引込線と研究所の開閉器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

4. 要求要件

- (1) 研究所が要求する期間中、研究所の設備等を利用し、安定した電気の供給が可能であること。ただし、当該設備等に改修及び改造等が必要であるときは、研究所と協議すること。
- (2) 研究所が定めた別紙2の二酸化炭素排出係数等の条件を満たす者であること。
- (3) 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数を開示していること。
(新たに電力の供給に参入した小売電気事業者は、事業開始日から1年間に限っては開示予定時期を明示することにより、適切に開示したものとみなす。)
- (4) 障害等が発生した場合に、迅速に対応できる体制を有すること。
- (5) 供給者が一般電気事業者である場合、一般電気事業者は、現行他の特定規模需要家に適用している供給条件によること。
- (6) 要求要件は研究所が必要とする最低限の要求要件を示しており、履行されないと判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (7) 研究所の要求要件を履行できるか否かの判定は理事長が本件に係る入札説明書で求める「競争参加資格の確認のための書類」の内容を審査して行う。

5. その他

- (1) 契約後の各月の契約電力は、30分最大需要電力計によって計測されるその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- (2) 最大需要電力が500キロワットを超過した場合の取扱い及び停電に係る割引については、落札者が定める供給条件により協議する。
- (3) 料金その他の計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりとする。
 - ① 契約電力および最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下1位で四捨五入する。
 - ② 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下1位で四捨五入する。
 - ③ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - ④ 消費税および地方消費税の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 契約期間における予定力率は100%とする。
- (5) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引または割増、電力量料金の燃料費調整および電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東管内のみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとする。
なお、各月の燃料費調整単価は、東京電力エナジーパートナーのホームページに掲載されている単価を上限として使用すること。
- (6) 入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (7) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。

(8) 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。

200KVA 1台

(9) 100kWの太陽光発電設備を有している。

(10) この仕様書に定めのない供給条件等については、関東管内の旧一般電気事業者（みなし小売電気事業者）が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）等を基に協議するものとする。

別紙1

令和8年度月別予定使用電力量、最大需要電力（令和6年9月～令和7年8月実績より）

（単位：KWh）

（単位：kw）

年度	月	夏 季	その他季	合 計	最大需要電力	備 考
令和7年度	4月		18,700	18,700	154	
	5月		22,300	22,300	122	
	6月		46,400	46,400	240	
	7月	51,900		51,900	254	
	8月	46,700		46,700	254	
令和6年度	9月	53,200		53,200	250	
	10月		47,400	47,400	254	
	11月		28,200	28,200	137	
	12月		36,100	36,100	166	
	1月		42,300	42,300	214	
	2月		47,100	47,100	214	
	3月		31,500	31,500	178	
合 計		151,800	320,000	471,800		

（季節区分） 夏季 7月1日 ～ 9月30日

その他季 夏季以外

研究所が示す二酸化炭素排出係数等の配点基準

①直近の年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数、②直近の年度の未利用エネルギーの活用状況、③直近の年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報の提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が40点以上であること。

項 目	区 分	配 点
①直近の年度の1kWhあたりの 二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位 :kg-CO ₂ /kWh)	0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②直近の年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③直近の年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注)各用語の定義は、(表)別紙2の「各用語の定義」を参照。

【二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。】

(表)別紙2の「各用語の定義」

用 語	定 義
①直近年度 1kWhあたりの 二酸化炭素排出 係数	「直近年度 1kWhあたりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている直近年度の事業者全体の調整後排出係数。 なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
②直近年度の未 利用エネルギー 活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、直近年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 直近年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を直近年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式) 直近年度の未利用エネルギーの活用状況(%) ＝(直近年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)／直近年度の供給電力量(需要端))×100 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。)ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「再エネ特措法」という。)第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。) ③高炉ガス又は副生ガス 3. 直近年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4. 直近年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③直近年度の再 生エネルギーの 導入状況	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、直近年度の供給電力量に占める直近年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。 直近年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)を直近年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。 (算定方式) 直近年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) ＝直近年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)／直近年度の供給電力量(需要端)×100 1. 直近年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は直近年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。 ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気または、相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端)(kWh) ②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh) ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh) 2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備(太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマス)による電気を対象とする。
④省エネに係る 情報提供、簡易 的DRの取組 地域における再 エネの創出・利 用の取組	需要家の省エネルギーの推進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点および地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること。 ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること。 ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること。 なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

入 札 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で
使用する電気

入札金額

金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

（住 所）

（氏 名）

印

入 札 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で
使用する電気

入札金額

金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

（住 所） ○○県○○市○○区○○1-1-1

（氏 名） 株式会社 △△△△
代表取締役 ×× ××

代表者印

備 考

- （1）競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- （2）入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例 2：代理人が入札する場合】

第 4 号様式

入 札 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で
使用する電気

入札金額

金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

（住 所） ○○県○○市○○区○○1-1-1

（氏 名） 株式会社 △△△△
代表取締役 ×× ××

（代 理 人） 株式会社 △△△△
□□支社長

代理人印

※委任状届出印

- （1）競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- （2）代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- （3）入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例 3：復代理人が入札する場合】

第 4 号様式

入 札 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で
使用する電気

入札金額

金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

（住 所） ○○県○○市○○区○○1-1-1

（氏 名） 株式会社 △△△△
代表取締役 ×× ××

（復代理人） 株式会社 △△△△
●● ●●

復代理人印

※委任状届出印

- （1）競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- （2）復代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- （3）入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

表 面

件 名	「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」
	「入札書在中」
入札日	令和7年12月17日
	会社名
	代表者名

裏 面

割印	割印
----	----

注) 委任状を提出するときは、入札書と同封せずに別途提出すること。

この記入例は参考ですので次の点を踏まえ、様式にとらわれずに作成願います。

競争参加者

印

1. 内訳が分かるように作成し、入札書に使用する印鑑で割印して入札書に添付すること。
2. 力率は「仕様書 5. その他（４）」に基づき、各月ともに１００パーセントとすること。
3. 電力量料金の数量は「仕様書 3 仕様（２）②」及び「仕様書別紙 1_令和８年度月別予定使用電力量」を基に記載すること。
4. 燃料費調整額、再エネ賦課金については、適用する事業者であるか適用しない事業者であるかを問わず、入札価格には含めないこと。
5. 単価は、税抜単価を記載し、その税抜総計金額を入札書に記入すること。

実際の料金算定にあたっては、実績等に基づき算出するものとする。

入 札 内 訳 書（会社名）

月	基 本 料 金			従 量 料 金						総 計 (円) j=c+f+i
	契 約 電 力			夏 季 料 金			そ の 他 季 料 金			
	数量 (kW) a	単価 (円) b ※3	計 (円) c=a × b × 0. 85	数量 (kW) d	単価 (円) e ※3	計 (円) f=d × e	数量 (kW) g	単価 (円) h ※3	計 (円) i=g × h	
4	260		0				18, 700		0	
5	260		0				22, 300		0	
6	260		0				46, 400		0	
7	260		0	51, 900		0				
8	260		0	46, 700		0				
9	260		0	53, 200		0				
10	260		0				47, 400		0	
11	260		0				28, 200		0	
12	260		0				36, 100		0	
1	260		0				42, 300		0	
2	260		0				47, 100		0	
3	260		0				31, 500		0	
計			0	151, 800		0	320, 000		0	

※1 力率は100%で計算。

※2 料金区分

夏季:7月1日から9月30日まで

その他季:4月1日から6月30日、10月1日から3月31日までの期間をいう。

※3 単価は、基本料金は小数点以下は切捨て、従量料金は小数点第二位までを含むことができる。

※4 端数処理は、c, f, iは端数処理なし、jは小数点以下切捨てとする。

別添6

適合証明書

令和 年 月 日

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 殿

住所
会社名
代表者

印

入札にあたり下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2 直近の年度の状況

	項 目	自社の基準値	点数
①	直近の年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位 : kg-CO ₂ /kWh)		
②	直近の年度の未利用エネルギー活用状況		
③	直近の年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証明書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙2により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点が40点以上のものを本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

(委任状記載例1:社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

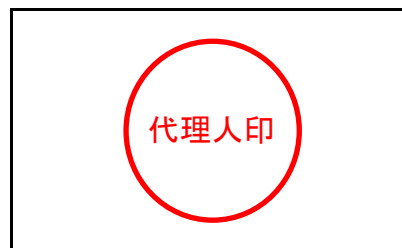
私は **野比 静** を代理人と定め、下記の件の入札に関する
一切の権限を委任します。

記

件 名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

代理人使用印鑑



令和 7 年 ×月 ×日

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
理事長 中 村 信 一 殿

(住 所) 横須賀市野比 6 4
委任者 (競争加入者) (社名又は商号) 株式会社 横須賀国立商事
(氏 名) 代表取締役 野比 伸太 **代表者印**

委 任 状

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
理事長 中 村 信 一 殿

(住 所)
競争加入: (社名又は商号)
(氏 名) 印

私は下記の者を代理人と定め、貴研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

件 名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

受任者（代理人） (住 所)
(社名又は商号)
(氏 名)

委任事項

1. 入札及び見積もりに関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
5. 契約代金の請求及び受領に関する件
6. 復代理人の選任に関する件

委任期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

受任者（代理人）使用印鑑



(委任状記載例2：支店長等が競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 7 年 × 月 × 日

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

理事長 中 村 信 一 殿

(住 所) 横須賀市野比 6 4
競争加入者 (社名又は商号) 株式会社 横須賀国立商事
(氏 名) 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は下記の者を代理人と定め、貴研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

件 名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

受任者 (代理人) (住 所) 横須賀市久里浜 7 9 - 9
(社名又は商号) 株式会社 横須賀国立商事 久里浜支店
(氏 名) 支店長 久里浜 英樹

委任事項

1. 入札及び見積もりに関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約に関する納入 (完了) 及び取下げに関する件
5. 契約代金の請求及び受領に関する件
6. 復代理人の選任に関する件

委任期間 令和 7 年 × 月 × 日 から 令和 年 ○ 月 ○ 日

受任者 (代理人) 使用印鑑



委 任 状

私は
を委任します。

を復代理人と定め、下記の件の入札に関する一切の権限

記

件 名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

復代理人使用印鑑

--

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
理事長 中 村 信 一 殿

委任者（競争加入者の代理人）（住所）
（社名又は商号）
（氏名）

印

(委任状記載例3:支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委 任 状

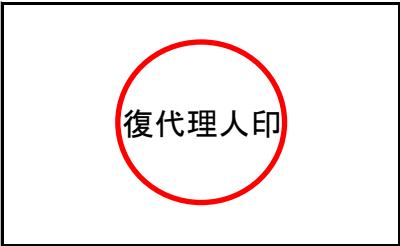
私は 浦賀 三郎 を復代理人と定め、下記の件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件 名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

復代理人使用印鑑



令和 7 年 × 月 × 日

契約担当役
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
理事長 中 村 信 一 殿

	(住 所)	横須賀市久里浜 7 9 - 9	
委任者 (競争加入者の代理人)	(社名又は商号)	株式会社 横須賀国立商事	久里浜支店
	(氏 名)	支店長 久里浜 英樹	代理人印

委任状参考資料

- 競争加入者本人が入札
→ 委任状必要なし
- 社員等が競争加入者の代理人として入札
→ 委任状「委任状記載例 1」が必要
- 支店長等が競争加入者の代理人として入札
→ 委任状「委任状記載例 2」が必要
- 支店等の社員等が競争加入者の復代理人として入札
→ 委任状「委任状記載例 2、委任状記載例 3」が必要



平成27年10月5日

取引業者 各位

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸 和成
(公印省略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本研究所の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本研究所では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、総務部財務課において事務部門が集約して検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印の上、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

敬白

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本研究所と取引のある全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- a) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 提出の依頼について

平成27年10月1日より本研究所と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。

3. 提出回数について

1回

4. 誓約書の様式について

別紙「誓約書」のとおりとします。

5. 誓約書の提出方法について

国立特別支援教育総合研究所に持参、もしくは郵送で提出してください。

6. 提出および問合せ先

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課

契約第一係（物品・役務関係）TEL 046-839-6822 FAX 046-839-6916

契約第二係（工事・設備関係）TEL 046-839-6834 FAX 046-839-6916

7. コンプライアンス通報・相談窓口

国立特別支援教育総合研究所 監査室

TEL 046-839-6802 FAX 046-839-6918

E-mail kansa@nise.go.jp

8. その他

「誓約書」に記載されている規程及び細則につきましては、本研究所のホームページ「情報公開・公文書管理」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: <http://www.nise.go.jp/cms/6,348,30.html>

以上

誓 約 書

当社（当法人）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社（当法人）に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

（住所）

（社名又は法人名）

（代表者役職・氏名）

印

営業担当者名刺貼付箇所

取引業者の皆様へ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

文部科学省から、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

以下は、ガイドラインから取引業者からの誓約書の徴取に関する部分を抜粋したものです。今般、研究所がお願いいたしました誓約書の提出についての背景となるものです。取引業者の皆様におかれましては、何卒、事情をご承知いただき協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定

（抄）

（機関に実施を要請する事項）

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

（実施上の留意事項）

取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の入札（公募・企画競争を含む）に参加される皆様方へ

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。
（応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了解願います。）

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当研究所OB）の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当研究所OBに係る情報（人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

